

★選挙公報を置いている施設★

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

## 投票日は

7月29日(日)

## 投票時間は

午前7時～午後8時

選挙に関するお問い合わせ  
向日市選挙管理委員会  
☎931-1111  
内線510・511

# 参議院議員通常選挙

7月29日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。●選挙区選出議員

の選挙は、薄い黄色の投票用紙に「候補者名」を記入して投票してください。

●比例代表選出議員の選挙は、白色の投票用紙に「候補者名」又は

「政党名」を記入して投票してください。

7月29日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1)投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2)投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
- (3)投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。
- (4)手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

## 不在者投票

ご利用ください

7月29日(日)の投票日にレジャーや業務又は病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「不在者投票」ができます。

不在者投票は、投票日の前日の7月28日(土)までの、毎日午前8時30分から午後8時まで市役所本館の東棟会議室で受け付けています。不在者投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。

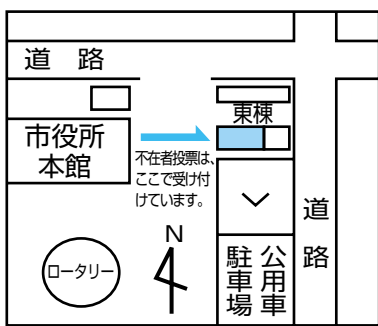
さんご家庭に配布します。

これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない方は、市選挙管理委員会まで連絡してください。ただし、選挙公報をお送りします。(電話でも可)また、新聞折込み日以後に市内15か所の公民館やコミセンなどに直接取りに行っていたこともできます。

## 選挙公報

7月22日(土)から  
新聞折り込みします

今回の選挙公報は、7月22日(土)ごろに朝日、京都、産経、日本経済、毎日、読売各新聞の朝刊に折込んで、みな



## 身体に障害のある方は郵便で不在者投票をする制度があります

郵便による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
心臓・じん臓 呼吸器・直腸 ぼうこう・小腸	1級又は3級	特別項症 から 第3項症
両下肢・体幹 移動機能	1級又は2級	特別項症 から 第2項症

※上表の障害の程度に該当される方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 参議院議員通常選挙の投票ができる方

年齢要件	昭和56年7月30日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市町村の区域内に住所を有する方

### ●向日市へ転入された方

平成13年4月11日以前の届出	向日市で投票できます。
平成13年4月12日以後の届出	旧住所の市町村で投票できます。

### ●向日市から転出された方

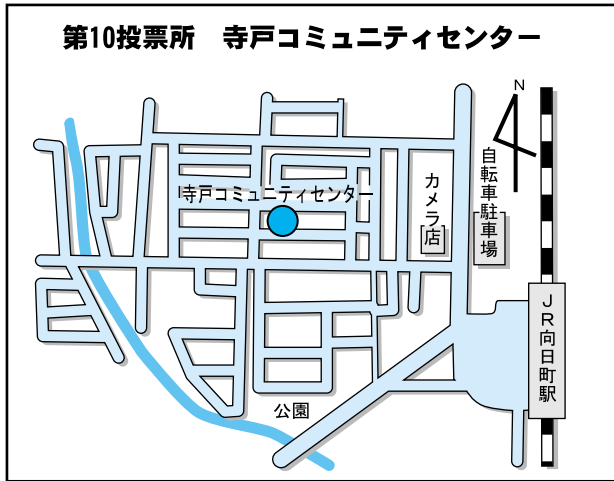
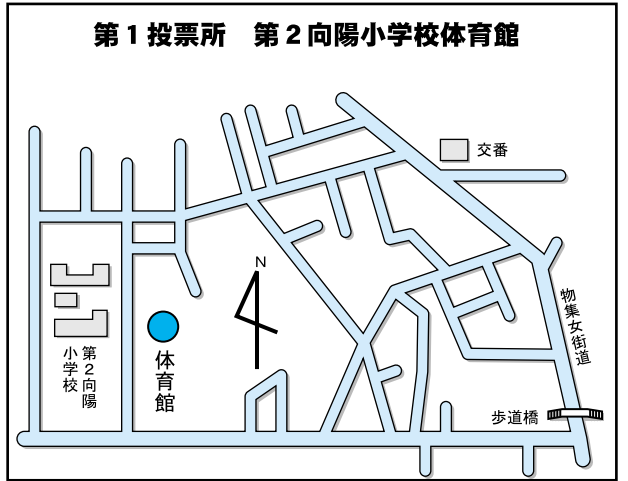
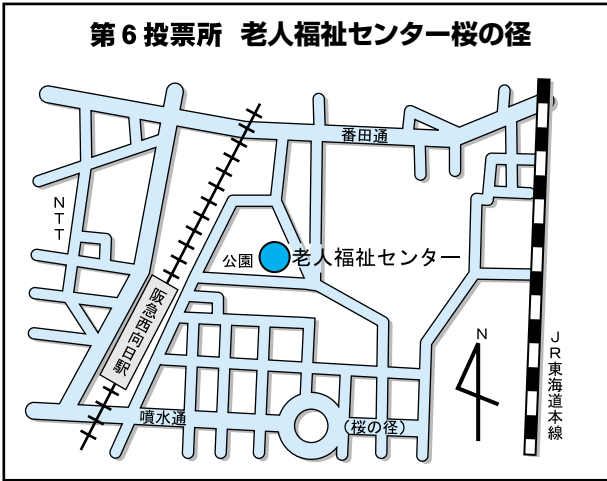
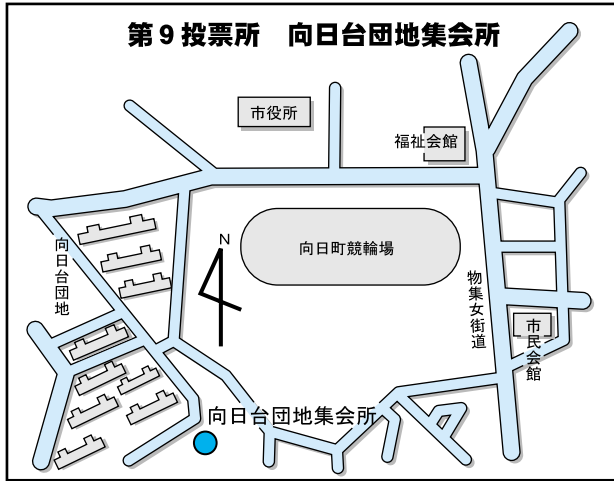
平成13年4月11日以前の届出	新住所の市町村で投票できます。
平成13年4月12日以後の届出	向日市で投票できます。

### ●向日市内で転居された方

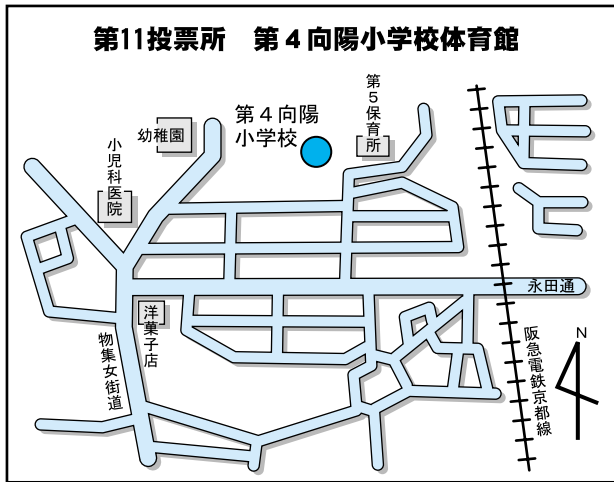
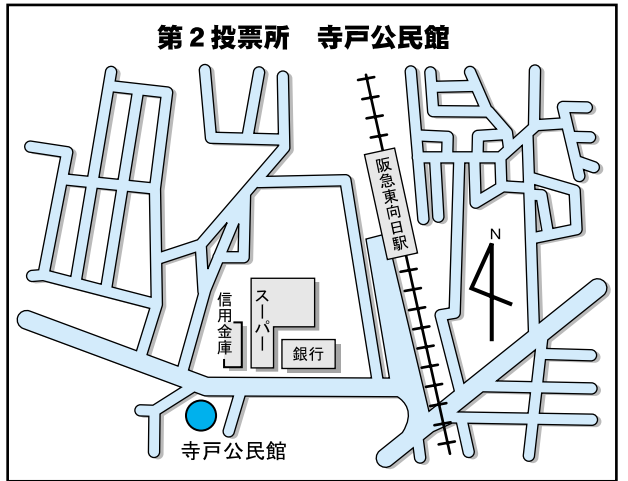
平成13年7月2日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
平成13年7月3日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。

# 7月29日(日)

# 参議院議員通常選挙



**あなたの投票所はここです**



**投票時間**  
午前**7時**～午後**8時**

